

# 学術調査報告書

2008年 4月 11日

(フリガナ) 申請者名	ヒサキ マサオ 久木 正雄	入学年度	2007年度
		学年	2

研究題目	近世スペインにおける対「ユダヤ」認識
主任指導教員	立石 博高

## (1) 学術調査の目的

調査の目的を明確にするために、まずは報告者の研究課題について概観させていただきたい。それは、研究題目に「近世スペインにおける対「ユダヤ」認識」と掲げるとおり、近世スペインにおいてユダヤ教徒がどのような存在として捉えられていたのかということである。しかしながら、この時代のスペインが孕んでいたユダヤ問題の特質は、ユダヤ教徒が存在していなかったということにある。つまり、反ユダヤ運動が勃発した中世末期を通じて、キリスト教への改宗をおこなうユダヤ教徒（コンベルソ *converso*）が大量に現れ、さらに1492年にカトリック両王が発したユダヤ教徒追放令の結果、国内に残存したのはコンベルソもしくはその子孫のみとなった。近世スペインにおけるユダヤ教徒は、言わば不在の存在だったのである。

しかしながら、こういった動きと同じく中世末期よりその活動を展開させてきた異端審問制度は、コンベルソの中に潜むとされた偽装改宗者（フダイサンテ *judiazante*）の摘発を目的として彼等を主たる訴求対象とし、逆説的ではあるがその活動によって、ユダヤ教徒もしくは「ユダヤなるもの」の存在を民衆心性から拭い去りえないものとしたのであった。実際、その後近代に至るまで、「ユダヤ」という言説は、蔑視や敵意を伴った他者表象の手っ取り早い道具として、規範や伝統と相容れない他者——たとえば啓蒙思想や自由主義を標榜した政治思想家たち——に対し幾度となく用いられることとなったのである。ではその中で、「ユダヤ」とはいかなる意味を持った、もしくは意味を付与された言説であったのだろうか。報告者の大局的な目的は、これを明らかにすることにある。

そしてその手段として、具体的には「血の純潔」規約（*los estatutos de limpieza de*

sangre) と総称される諸規定に焦点を当てた考察を試みる。これは、異端者やイスラーム教徒、そしてユダヤ教徒を祖先に持つ者を、その時点における信仰のいかんに関わらず、彼等に流れる「血 (sangre)」を理由として排除するために、各種の中間団体において定められたものである。トレドにおける 1449 年の「判決法規 (Sentencia-Estatuto)」をその原型として 15 世紀後半から 16 世紀にかけて各地・各団体へと波及し、アンシャンレジーム解体期まで存続することとなった。

この「血の純潔」規約が近世スペインに及ぼした影響は、アントニオ・ドミンゲス・オルティス (Antonio Domínguez Ortiz) の業績をその筆頭とした社会史的考察においてつとに指摘されてきたが、その全体像が初めて提示されたのはアルベール・A・シクロフ (Albert A. Sicroff) の研究 (*Los estatutos de limpieza de sangre: Controversias entre los siglos XV – XVII*, Madrid, 1985) においてであった。彼は、「血の純潔」規約の論争史を描くことで当時の政教の葛藤を抉り出し、この規約の根本にあるものは近世スペインの社会に通底する一つの心性であるとする。つまり、人的流動性に富む当時の社会を支配していたのは、良きキリスト教徒であることが「名誉」で「高貴」であるという通念であり、それらの価値の拠り所を「血」に求めようとする論理が規約を長期にわたり持続たらしめた、とするのである。そしてシクロフ以後、少なからぬ数の論者たちが個々の中間団体を対象とした研究をおこない、都市官職や教会職をめぐる特権的身分層の係争手段として規約が用いられてきたという側面が指摘されてきた。その指摘に従えば、そういった中間団体そのものの正統性と権威を誇示するための標章として、大学や学寮からギルドに至るまで採用団体が広がりを見せたのではという推測も成り立つ。この「血」というのは実際の文言に即して言い換えれば「血筋 (linaje)」であり、「血の純潔」規約が登場する以前より、旧来からの身分制位階秩序の基盤をなしてきた概念であった。さらに「家門」と言い直せば、特に「名誉」や「高貴さ」を重んじる貴族層との関係への類推が容易となるであろう。

だが、こういった価値観と「血筋」との接点がどこにあるのか、ということに関しては、今ひとつ曖昧なままに議論が進められてきたように思われる。また、特権的身分層のみならず広範な民衆層までが自らの血筋を誇ろうとする姿もまた、これまでに指摘されている側面であるが、これを「スペイン的」とみなすに留めている印象を受ける。さらには、規約は「社会的 (social)」通念に基づく現象であって「人種的 (racial)」なものではないのだという説明がしばしばなされてきたが、それもまた判然としない。つまり、いわゆる人種主義のレッテルを貼ることは時代錯誤的な誤謬であるとはいえ、「社会的」であるという

その通念の所在を明らかにせずして二項対立的な定義に帰することはあまり意味を持たないのではなかろうか。

本調査はこういった問題意識に基づき、この「血筋」の意味を改めて考察しなおすということを旨とするものである。対「ユダヤ」認識というものを考えるにあたって、必ずしも宗教＝文化的カテゴリー内に収まりきれない何らかの「ユダヤ」観がそこに介在していたのだとすれば、それはこの「血筋」の中にあると考えるのである。

## (2) 調査実施地および期間

スペインのマドリードを調査実施地とし、同地に所在する次の2つの機関をその用務先とした。

1. 国立図書館 (Biblioteca Nacional / Paseo de Recoletos, 20-22)
2. 国立歴史文書館 (Archivo Histórico Nacional / Calle de Serrano, 115)

また、調査期間は2008年3月4日(火)から2008年3月23日(日)までの20日間(移動に要した日を含む)であった。

## (3) 学術調査の具体的な実施内容 (詳細に記入すること)

上項(1)の目的を果たすべく、その準備作業としておこなった今回の調査においては、「血の純潔」規約およびそれをめぐり同時代に展開された議論に関する史料の閲覧・蒐集を実施した。以下本項では、それぞれの用務先における史料状況とともに、閲覧・蒐集を実現した史料を記すこととする。

まず、国立図書館においては、史料はその性格により幾つかのセクションに分かれて所蔵されている。そのうち、今回利用したのは2つのセクションであり、印刷史料のうち後世に版を重ねたものなど比較的新しいものは「総合閲覧室 (Salón General)」に、インキユナブラを含む比較的古いものや特に希少であると判断されたもの、および手稿史料の全ては「セルバンテスの間 (Sala Cervantes)」に所蔵されている。そして、閲覧・蒐集を実現した史料は以下の通りである。はじめに、印刷史料のみを挙げる(便宜的に、後述の手稿史料および他の用務先において得た史料と共通の通し番号を付す。なお、示した年号は初版とされる年号であり、今回扱った版がそれと異なる場合には、その年号を括弧内に示

すものとした)。

- ①Córdova, Antonio de, *Quaestionarium theologicum*, Tarvisii (Treviso), 1578 (1632).
- ②Cruz, Gerónimo de la, *Defensa de los estatutos y noblezas españolas, destierro de los abusos, y rigores de los informantes*, Zaragoza, 1637.
- ③Escobar del Corro, Juan, *Tractatus bipartitus de puritate et nobilitate probanda*, Lugduni (Lyon), 1633 (1637).
- ④Lozano, Christóval, *Los Reyes Nuevos de Toledo*, Madrid, 1667.
- ⑤Moreno de Vargas, Bernabé, *Discursos de la nobleza de España*, Madrid, 1621 (1636).
- ⑥*Novísima Recopilación de las Leyes de España*, tomo 5, Madrid, 1805.
- ⑦Torrejoncillo, Francisco, *Centinela contra judíos puesta en la torre de la iglesia de Dios*, Pamplona, 1674 (1691).
- ⑧Valtanás, Domingo de, *Apología sobre ciertas materias morales en que hay opinión*, Sevilla, 1556.

続いて、手稿史料を挙げる（タイトルの表記は、国立図書館作成の目録を参考にしつつ、史料現物に記されたものに従った。なお、末尾の括弧内に記したものは同館によって振られた分類番号である）。

- ⑨“Copia de la contradicción que hicieron al estatuto de la Iglesia Mayor de Toledo algunas dignidades de ella” & “Tratado contra los que hazen hordenaciones para que no se admitan en las religions o cofradías o en otras cosas públicas los que son conbertidos a nuestra Sancta fee Católica o los dellos descendieren traduzido de Latin en Romance” in *Papeles varios de disciplina eclesiástica* [Mss/732]
- ⑩“Discurso sobre que se anule el estatuto de limpieza que los descendientes de Judíos, Moros y Herejes sean capaces de las honras que los Cristianos viejos” in *Linages de España* [Mss/3272]
- ⑪“Alegato sobre estatuto de limpieza de sangre de Toledo hecho por Cardenal Silíceo”

in *Diversos papeles sacropolíticos. Esto es: Sagrados, eclesiásticos y políticos* [Mss/5767]

⑫“Tratado de los estatutos de limpieza y de su conbeniencia” in *Papeles de Inquisición* [Mss/6157]

⑬“Estatutos de Limpieza de la Primada Iglesia de las Españas de Toledo” in *Papeles históricos de los siglos XVI – XVII* [Mss/6170]

⑭Documentos N.º 15 & 16 in *Noticias curiosas sobre diferentes materias* [Mss/9175]

⑮Porreño, Baltasar, “Defensa del Estatuto de limpieza que fundó en la Santa Iglesia de Toledo el Cardenal y Arzobispo Don Martínez Silíceo” in *Papeles de Burriel (Documentos referentes al Estatuto de la Iglesia de Toledo - S. XVII - D)* [Mss/13043]

⑯“Papel que dio el Reyno de Castilla, a uno de los S. Ministros de la Junta, diputada para tratarse sobre el Memo presentado por el Reyno a S. M. con el Libro del Padre Ministro Salucio, en punto a las Probanzas de la Limpieza y Nobleza del referido y demás Reynos” in *Ibid.* [Mss/13043]

⑰“Discurso de un Inquisidor, hecho en tiempo de Phelipe 4.º, sobre los Estatutos de Limpieza de Sangre de España, y si conviene al Servicio de Dios, del Rey, y Reyno moderarlos” in *Ibid.* [Mss/13043]

他方、もう1つの用務先であった国立歴史文書館においては、はじめに史料状況の把握に努めた。史料はやはり複数のセクションに分類され、何らかの形で「血の純潔」規約に関係するものはそれぞれのセクションに散在するが、今回は計3621点の一件書類を擁する「異端審問セクション (Sección Inquisición)」に含まれるものに対象を絞った。その結果、242点が「血の純潔」規約に関するものであることが明らかとなったが、さらにその上で今回閲覧・蒐集をおこなったのは、次の手稿史料1点である。

⑱Inquisición, Leg. 4444, N.º 10.

加えて、以上の用務先における調査活動とは別に、マドリード市内の書店にて次の刊行史料を入手したことも記し添えたい。

⑱Mendoza y Bobadilla, Francisco de, *El tizón de la nobleza o máculas y sambenitos de sus linajes*, Burgos, 1560 (1992).

#### (4) 学術調査の結果およびそれに基づく考察など

国立図書館において閲覧した①～⑰の史料は、それぞれ部分的にはあるが必要箇所の複写を複写課（Oficina de Reprografía）へと依頼した。保存状態上、そのほとんどはマイクロフィルムを媒体として複写され、現物は4月の末ごろ、郵送にて手元へと届く予定である。そのため、現時点で参照可能な史料は⑱⑲のみであり、全史料の詳細な分析をおこなうには稿を改めねばならないが、ここではそれぞれの史料的位置を紹介する形で予備的な考察をおこなうこととしたい。

完全な線引きは不可能であり、また無意味なことではあるが、今回の史料は3つのグループに大別される。まず第1のグループとしては④⑩⑪⑬⑭が挙げられ、これらは1547年にトレドの聖堂参事会において採用された「血の純潔」規約の史料および、それと最も近い関係にある史料群である。この1547年の出来事は、それが引き起こした論争の規模も含め、首座大司教によって「血の純潔」規約への立場が示された1つの転換点に位置し、その後の規約のさらなる拡散に影響を与えたものである。ゆえに、先行研究においても必ず言及されてきたし、また、されるべきものであろう。しかしながら、それらの先行研究で何度も言及され、部分的な引用が重ねられてきたものの、その論者の全てが一連の史料を実際に参照したとは言い難い。よって、ここで改めてその文言から見直す必要があると考える。

というのは、このトレド聖堂参事会における規約は、今日の研究においてのみならず、同時代の他の規約、およびその擁護論と反対論においても、冒頭で述べた「判決法規」とともに常に参照点とされるものであったからである。特にその議論は、まさにその文言において現れ出でる「血筋」という語を一種のキーワードとして展開されているため、語用論的な考察をおこなう上でもそこに立ち返らないわけにはいかない。史料①⑦⑧⑨⑫⑮⑲はそのような議論に関するものであり、これを第2のグループとする。

さらにはその後、この「血筋」にまつわる議論は貴族をめぐる問題と密接な関係を持ち、純粹な宗教的問題からはある意味独立した展開を見せるのである。これが、今回蒐集を図

った史料の第3のグループであり、②③⑤⑥⑩⑪⑫⑬⑭⑮がそれに相当する。

では、それぞれについて順を追って紹介していきたい。はじめに、先述した1547年のトレド聖堂参事会における「血の純潔」規約に関連する史料についてである。まず⑬「トレドのスペイン首座大司教座聖堂における「血の純潔」規約」は、その推進者であった大司教フアン・マルティネス・シリセオ（Juan Martínez Silíceo）による趣意書の全文である。そして翌1548年のものとされる⑩「枢機卿シリセオによるトレドの「血の純潔」規約に関する弁論書」は、シリセオの趣意書に対して同参事会内部でおこなわれた議論に関するものである。さらに、これらに先じるものとして、1483年の教会会議に関する⑩「ユダヤ教徒、モーロ人、および異端者の子孫が旧キリスト教徒と同等の名誉を有するがゆえに「血の純潔」規約を撤回せんとすることに関する議論」、1530年に導入が図られた同地のレイェス・ヌエボス礼拝堂における規約に関する⑭（タイトルの記載なし）、ならびに、その顛末に関する記述を含んだ後世の歴史叙述④『トレドのレイェス・ヌエボス礼拝堂』が、密接な関係にある史料である。

この事件はその後、トレド聖堂参事会およびトレドという地を越えた波紋を呼ぶ。そして、主に修道会士たちによって数々の意見書が記されることとなった。ここでまず挙げるのは、「血の純潔」規約への反対文書群である。報告者は既に、フランシスコ会士ガスパル・デ・ウセーダ（Gaspar de Uceda）による反対文書『1583年、トレドの修道会総会においてフランシスコ会士たちが、ユダヤ人、サラセン人、異端者のいかなる子孫も（その起源がいかにかに時を経たものであろうとも）修道会に受け入れないと定めた規約に対する駁論（*Tratado donde se ponen algunas razones y fundamentos contra el Statuto que en la Congregación general de Toledo hizieron los frailes menores el año de mil y quinientos y ochenta y tres donde se ordenó que ningún descendiente de judíos, sarragenos o herejes [quovis remoto gradu trahat originem] sea recibido a la Orden*）』（1586年）を自らの修士論文において扱ったが、次の2つの史料は年代的にこれを挟む形となるものである。つまり、⑧『意見を呈すべきいくつかの徳義上の事柄に関する弁明』は、ドミニコ会士ドミンゴ・デ・バルタナスによって記された規約反対文書であり、⑨「トレド大聖堂の「血の純潔」規約に対しその幾人かの高位聖職者たちがおこなった反論に関する写本」および「我等が聖なるカトリック信仰への改宗者とその子孫たちが修道院や信心会その他の共同体へと加入することを阻まんとする者たちに対するラテン語による駁論の俗語訳」は、匿名のフランシスコ会士によって記されたひと続きの反対文書であり、17世紀初頭のものとして

る。

これらに対してなされた「血の純潔」規約擁護論の1つが、⑮である。この「枢機卿たる大司教マルティネス・シリセオがトレド大聖堂にて定めた「血の純潔」規約への擁護」はバルタサル・ポレーニョにより1575年に記されたものであり、規約の実際的な運用をいかにするべきかという議論を含む。また、⑫「「血の純潔」規約とその有用性に関する議論」は、これと同時期の匿名の著者によるものである。そして、規約擁護論はしばしば、規約反対論者への攻撃という形をとって現れている。⑱は、アウグスティヌス会士ルイス・デ・レオン (Luis de León) が1583年に記した著書『キリストの名について (*De los Nombres de Christo*)』が「血の純潔」規約を批判したものであるとして、アルバロ・ピサリオ・デ・パラシオス (Álvaro Piçario de Palacios) により1609年10月3日にコルドバにおいて記され、異端審問所へと送られた文書である。さらには、時代が下るものではあるが、⑦フランシスコ・トレホンシーリョ『神への信仰の砦に配すべきユダヤ教徒への歩哨』は規約擁護論が反ユダヤ主義論へと極めて過激に転化したものとして読むことができる。

そして、こういった風潮に対する危機感が、論者たちを「血の純潔」規約とはそもそも何かという議論へと向かわせたと思われる。たとえばフランシスコ会士アントニオ・デ・コルドバは、規約を設けること自体には賛同する立場をとるが、その意味を問い直すのである。そうして彼が記した著書が、①の史料『神学的問題について』である（なお、ラテン語によって記された書物ではあるが、巻末に著者自身によるスペイン語による要約が付されている）。さらに、こういった論者の1人として挙げられるのがドミニコ会士アグスティン・サルシオ (Agustín Salucio) であり、以後、単なる信仰の問題を超えた「血筋」の問題へと発展していくと見られる。彼による『「血の純潔」規約をめぐるスペインの司法と善き統治に関する議論——規約に何らかの制限を設けるべきか否か (*Discurso acerca de la justicia y bué gobierno de España, en los estatutos de limpieza de sangre: y si conviene, o no, alguna limitación en ellos*)』(1599年)は、先行研究においても最重要史料の1つとされてきたし、報告者もまた既に扱ってきたものである。だが、この書は国家論・統治論の領域に踏み込んだものであり、それらに関する同時代の他の議論と照らし合わせて読んでこそ意味を持つものであろう。特に、このサルシオの議論を直接的に受け、それに答える形で記された手稿史料⑯「カスティーリャおよびその他の王国における「血の純潔」と高貴さの証明に関し、カスティーリャ王国がサルシオ神父の著書とともに提出した覚書を評議するべく選出された聖職者の一人へと送った書」および⑰「スペインの「血の純潔」



規約に関してフェリペ4世期に記されたある異端審問官の議論——規約の緩和が神の業と王の業ならびに王国に相応しいことであるか否か」は、サルシオの著書とワンセットにして扱われるべきものである。

ここで注目すべきは、この⑩と⑪では、「血の純潔」規約すなわちその中で専ら論議の対象とされてきたユダヤ=コンベルソの問題のみならず、貴族の「血筋」という身分制位階秩序に基づく社会の根幹に関わる問題が、その議論の俎上に上がっていることである。そこで翻って、はじめから貴族問題を対象とする議論の中に現れる「血筋」の言説に目を遣る上で重要と思われる史料が、メリダのレヒドール（市会議員）であったベルナベ・モレーノ・デ・バルガスによる⑤の著書『スペインの貴族に関する議論』である。管見の限り、この史料に基づいた分析をおこなった先行研究は未だ存在しないが、はじめに述べた「名誉」と「高貴さ」という価値観と「血筋」との接点を探る作業において重要な位置にある史料であると思われる。さらに、枢機卿フランシスコ・メンドーサ・イ・ボバディーリャが⑨『貴族の燃えさし——その血筋の汚点と悪名』においておこなっているのは、当時の名家を次々と挙げ、その祖先の出自の洗い出すことである。そして彼はそれらの多くを「卑しい血筋」とみなし、その中にはユダヤ教徒のものも含まれる。つまりこの書は半ば告発とも言いうるものであり、それぞれの記述の真偽は検討を要するが、「血筋」に対する関心の所在と、その言説のあり方を知る上で有益な史料であろう。

こういった議論を経た1623年、フェリペ4世はその王令により「貴族資格の審査とその証明について。および、高貴さと「血の純潔」の判断基準について (De los Juicios de hidalguía, y sus probanzas; y del modo de calificar la nobleza y limpieza)」規範を示す。これを収めた法集成が⑥である (Libro XI, Título XXVII, Ley XXII)。だが、「高貴さ」と「血の純潔」をめぐる問題は、その後もなお尾を引くこととなる。すなわち、この交錯した2つの概念を主題として論じられた史料が、異端審問官フアン・エスコバル・デ・コロによる③『「血の純潔」と名誉ある高貴さに関する二論』と、ヒエロニムス会士ヘロニモ・デ・ラ・クルスによる②『「血の純潔」規約とスペインの貴族に関する擁護論——濫用を廃し、告発に厳正を期すこと』である。そして、特に後者においておこなわれているのは、前述のサルシオの著書を踏まえた議論である。

すなわち、1449年の「判決法規」や1547年のトレド聖堂参事会における「血の純潔」規約がカノンとされてきたことと並行して、それら規約の正否をめぐる議論もまた、幾つかの意見書が参照・引用され続けながら、約1世紀ないしは約2世紀にわたる間テキスト

的な関係（解釈の変形や問題の擦り替えとも思えるような点も含めて）の中で繰り広げられてきたのである。勿論、それらを単純に同一線上に展開された議論としてみなすことは危険であろう。また、そういった理論的側面が諸団体における状況にいかに関係されたのか、あるいは反映されなかったのかという実際の側面に関しては、地域的偏差にも留意しつつ個々の研究を以て検討されねばならない。

しかしながら、以上の「血の純潔」規約関連史料が構成するものは、その論点のキーワードである「血筋」という概念の歴史である。そしてそれを共通項として、ユダヤ=コンベルソという宗教=文化的他者を社会へと新たに同化もしくは排除する際の問題と、貴族という身分制に基づく従前からの社会構造をめぐる問題という2つが、並行もしくは交錯しながらいかに関係を及ぼしあってきたのか、ということが見えてくるのである。それにより、近世スペインにとっての「ユダヤ」とはいかなる存在であったのか。さらには、それを包摂することによって近世国家の姿がいかに逆照射されてくるのか。こういったものを読み取ることが、今回の調査を経て考察されるべきものである。

最後となったが、今回の調査においては国立通信教育制大学（Universidad Nacional de Educación a Distancia）教授であるホセ・ウバルド・ベルナルドス（José Ubaldo Bernardos）氏に多大なるお力添えをいただいた。研究テーマに関する示唆、および調査施設の利用の上で必要な知見をご教授いただいたのみならず、そのご厚意にあずかり、マドリード市内に位置する同大学図書館において、日本国内で入手することの難しかった7本の研究文献を拝見させていただいた。記して謝意を示したい。

(5) 調査地・文書館建物などの写真データ(二枚程度)貼り付け



国立図書館



国立歴史文書館